

令和 7 年 6 月 日

(送付書不要)

[illegible]

※ 電話等での質疑は一切受け付けません。様式は問いませんが、FAXにて問い合わせください。
 ※ 質疑書が複数にわたる場合は、ページ番号を記入してください。
 ※ 質疑の期限は令和7年6月24日(火)17時までとし、6月25日(水)中に全業者へFAXにて回答します。